4月・5月のごみ収集日

■お問い合わせ　役場1階　水道環境課　環境衛生係
☎43-2111(内線2124)

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区(午前５時から午前８時までに可燃ごみ集積所へ出してください。)	毎週 火曜日・金曜日

(粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました)

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	Ａ地区 (不燃ごみ集積所)	4月27日(水)
	Ｂ地区 (不燃ごみ集積所)	4月28日(木)

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・エアコンは収集しません。(株)橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	Ａ地区 (不燃ごみ集積所)	5月30日(月)
	Ｂ地区 (不燃ごみ集積所)	5月31日(火)

※蛍光管・LED電球・体温計(水銀式)は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※使用済小型家電の回収行っております。役場・各出張所内にある回収ボックス・コンテナ(小)へ投入してください。(開館時間のみ)
注)回収ボックス投入口ｻｲｽﾞ(横31cm×縦15cm)
　回収コンテナ(小)ｻｲｽﾞ(横50cm×縦38cm×高さ27cm)

Ａ地区＝八百津(下記の八百津地区以外)・錦織・和知・伊岐津志
Ｂ地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

その他プラ プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	4月10日(日)
		4月24日(日)
		5月 8日(日)
		5月22日(日)

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第3日曜日 午後12時30分～ 午後４時
	錦織処分場	毎月第2・第4日曜日 午前９時～午後４時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外(土砂や岩石)は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。(有料)

野焼きの禁止

　野焼き(野外での廃棄物の焼却)は、一部の例外を除き、廃棄物処理法で禁止されています。
　違反者は法律で罰せられます。
　みんなでルールを守り、野焼きのないクリーンな地域にしましょう。

八百津町ごみ処理容器等
購入補助金
交付申請委任状
八百津町長　様
私は、裏面の者を代理人と定め、見出しの補助金の
交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。
※購入(委任)年月日
※住所(自治会)
※購入(委任)者名と印　㊞
※は購入(委任)者が記入押印し町内登録販売店へ提出ください。